

松戸市狭あい道路対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市街地環境の整備及び災害時等における安全の確保等の推進のため、狭あい道路の拡幅を行う者に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 松戸市道及び国又は本市その他の公共団体がその敷地を所有する道のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路並びに避難及び通行の安全のため同項の規定に準じた取扱いが必要と市長が認める道路をいう。
- (2) 狭あい道路対策事業 狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅し後退用地を市に寄附するために測量分筆登記を行う事業及び過去に狭あい道路に接する土地において、狭あい道路を後退線まで拡幅したが測量分筆登記を行っていない場合において、後退用地を市に寄附するために測量分筆登記を行う事業
- (3) 境界線 狭あい道路対策事業を実施する敷地と狭あい道路との境界線をいう。
- (4) 後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離が2メートルの線（狭あい道路が崖地、川、線路敷その他これらに類するものに沿う場合にあっては、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線から狭あい道路側への水平距離が4メートルの線）をいう。
- (5) 後退用地 狭あい道路の境界線と後退線の間にある土地をいう。
- (6) 角地 同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する市道の角にある土地をいう。ただし、市道が交差し、接続し、又は屈曲することにより生ずる内

角が120度を超えるものを除く。

(7) すみ切り用地 角地の隅角をはさむ三角形（角地の隅角をはさむ辺を等辺とし、他の1辺の長さを3メートルとしたものをいう。）の部分の土地をいう。

(8) 測量分筆登記 後退用地を分筆するために行う測量及び登記をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、狭あい道路に接する土地の所有者であって、狭あい対策事業を行うものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、松戸市において補助対象者が実施する狭あい道路対策事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する狭あい道路対策事業は、補助対象事業としない。

(1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立財団法人都市再生機構その他これらに類するものが行う事業に伴い実施されるもの

(2) 松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成13年松戸市条例第35号）第2条第1号に規定する宅地開発事業等に伴い実施されるもの

(3) 分譲を目的とする一戸建ての住宅又は集合住宅の建築又は宅地分譲を目的とする宅地の造成に伴い実施されるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、基本額及び加算額の合計額とする。

2 前項の基本額は、補助対象事業のうち測量分筆登記に要した費用の額（この額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が35万円を超えるときは、35万円とする。

3 第1項の加算額は、補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合において、当該土地に係る固定資産税の評価額に、すみ切り用地の面積（単位を平方メートルとする。）を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が17万円を超えるときは、17万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施しようとする年度の12月10日までに、松戸市狭あい道路対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合においては、補助対象事業を実施しようとする年度の12月11日以後においても申請できるものとする。

- (1) 道路境界確定図
- (2) 公図
- (3) 案内図
- (4) 狭あい道路対策事業計画図
- (5) 測量分筆登記に要する費用に係る見積書の写し
- (6) 当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し(補助対象事業の対象となる土地にすみ切り用地が含まれる場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 後退用地に、抵当権、地上権、貸借権その他の完全な所有権の行使を阻害する一切の権利(以下「抵当権等」という。)があるときは、第9条に規定する実績報告をする時まで、当該抵当権等を抹消すること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、松戸市狭あい道路対策事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市狭あい道路対策事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 道路境界確定図
- (2) 分筆完了後の公図の写し
- (3) 分筆完了後の全部事項証明書
- (4) 後退杭の写真
- (5) 測量分筆登記に要する費用に係る請求内訳書及び領収書
- (6) 寄附申込書
- (7) 登記原因証明情報兼登記承諾書
- (8) 印鑑証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 実績報告書の提出期限は、交付の申請を行った年度の3月10日とする。
ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（額の確定の通知）

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市狭あい道路対策事業補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市狭あい道路対策事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。